

別紙 5  
(事後公表)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)第 16 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

1. 契約の名称、数量および契約金額

- (1) 名 称 史跡桜井茶臼山古墳の維持管理(史跡地の除草および清掃)
- (2) 契約金額 1,343,040 円

2. 契約の相手方の名称および所在地

- (1) 名称 公益社団法人桜井市シルバー人材センター
- (2) 住所 奈良県桜井市豊田 311-2

3. 契約年月日

令和 7 年 5 月 12 日

4. 契約の相手方を選定した理由

令和 7 年 4 月 25 日付で事前公表した決定方法で該当した者

5. 契約事務を担当する所属

奈良県 地域創造部 文化財課  
住 所 奈良市登大路町 30 番地  
電 話 0742-27-9866(ダイヤルイン)  
FAX 0742-27-5386